

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第六条の三を削る。

第七条中「第三項並びに」を削り、「、第六条の三の規定により病院建設部長の専決できる事項」を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）  
委任事務

受 任 者	委 任 事 務
経営管理課長 入札課長	職員（経営管理課長にあつては、経営管理課に属さない職員を含む。）の次に掲げる事項を行うこと。 1 通勤の確認及び通勤手当の月額決定、改定等 2 扶養手当の支給に関し、扶養親族としての要件についての認定及び住居手当の月額決定、改定等 3 住居届に係る事実の確認及び住居手当の月額決定、改定等 4 単身赴任手当に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定、改定等
病院の長	1 職員の旅行（病院の長の県外旅行にあつては、三日未満の旅行に限る。）を命令し、及び復命を受けること。 2 工事請負代金に係る債権の譲渡を承認すること。 3 病院の所管に係る不動産の登記を請求し、又は囑託すること。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第五条、第六条関係）

決裁事項・専決事項

事務の種類	管理者決裁事項	局長専決事項	契約局長専決事項
<p>一 病院事業の運営方針、事業計画等に関する事務</p>	<p>1 病院事業の運営に関する基本方針に関すること。</p> <p>2 主要な事業の計画の樹立及びその実施方針に関すること。</p>	<p>1 病院事業の運営に関する基本方針並びに主要な事業の計画及びその実施方針に基づき事務の実施計画を定めること。</p> <p>2 主要なものを除く事業の計画を樹立し及びその実施方針を定めること。</p>	
<p>二 県議会に関する事務</p>	<p>条例、予算、決算その他議会の議決、承認、認定若しくは同意又は報告を要する事項の原案説明書、資料等を作成し、知事へ送付する</p>		

	<p>三 病院事業に関する規則等の原案作成等に関する事務</p>	<p>四 請願、陳情等に関する事務</p>	<p>五 許可等の申請協議等に関する事務</p>
<p>こと。</p>	<p>病院事業に関する規則の原案作成並びに管理規程又は要綱等の制定及び改廃をすること。</p>	<p>陳情書、要望書等を提出すること。</p>	<p>1 重要又は異例な事項に關し、許可、認可、承認等を求めること。</p> <p>2 重要又は異例な事項に關し、協議し、協力を依頼し、又は意見を求め、若しくは意見を述べること。</p>
<p>重要又は異例な告示をすること。</p>			

<p>六 補助金等に 関する事務</p>	<p>七 非常勤職員 の任免等に関 する事務</p>	<p>八 管理者が当 事者である不 服申立て、訴訟 等に関する事 務</p>
<p>国に対して補助 金の交付を申請 すること。</p>	<p>地方公務員法（昭 和二十五年法律 第二百六十一号。 以下この表及び 別表第三におい て「地公法」とい う。）第三条第三 項第三号に規定 する者のうち、調 査員、嘱託員及び これらに類する 者を任免し、並び に勤務条件を決 定すること。ただ し、別表第五に掲 げる病院の長の 専決事項に係る ものを除くもの とする。</p>	<p>1 管理者がそ の当事者であ る審査請求そ の他の不服申 立て、訴えの提</p>
		<p>不服申立てに関 し、弁明書及び反 論書を提出する こと。</p>

	<p>起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関するること。</p> <p>2 不服申立て、訴訟及び調停に関し代理人を選任し、又は解任すること。</p>		
	<p>九 職員の任免等に関する事務</p>	<p>1 職員の採用、転任、昇給、派遣、辞職、昇任及び昇格を決定すること。</p> <p>2 国又は他の地方公共団体に対し、職員の割愛を依頼し、又は承認すること。</p> <p>3 地公法第二十八条第一項の規定に基づき職員をその意に反して降任し、又は免職すること。</p> <p>4 地公法第二十八条第二項の規定に基づき、職員をその意に反して休</p>	<p>1 地公法第十五条の二第三項の規定に基づき、標準職務遂行能力及び標準的な職の制定について知事に協議をすること。</p> <p>2 地公法第二十三条の二第三項の規定に基づき、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項について知事に協議をすること。</p> <p>3 障害者の雇用の促進等に</p>

	<p>十 職員の服務等に関する事務</p>
<p>職すること。 5 地公法第二十九條第一項の規定に基づき、職員に対し懲戒処分すること。</p>	<p>1 地公法第三十四條第二項の規定に基づき、局長、契約局長及び病院の長が職務上の秘密に属する事項を發表することについて許可すること。 2 地公法第三十八條第一項の規定に基づく</p>
<p>関する法律（昭和三十五年法律第二百三十三号）第三十八條及び第三十九條の規定に基づき、身体障害者又は知的障害者の採用に關する計画を作成し、並びに當該計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報すること。</p>	<p>1 地公法第三十四條第二項の規定に基づき、職員（局長、契約局長及び病院の長を除く。）が職務上の秘密に属する事項を發表することについて許可すること。 2 地公法第三十八條第一項</p>
	<p>1 契約局長の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。 イ 引き続き三日未満の研修を受け ロ 引き続き三日未満の厚生に關する計画の実</p>

<p>き、局長、契約局長及び病院の長の営利企業への従事等を許可すること。</p>	<p>の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹、病院の事務局長、副病院長及び臨床腫瘍研究所長の営利企業への従事等を許可すること。</p>	<p>施に参加する場合</p>
<p>3 局長、契約局長及び病院の長の職務に専念する義務を免除すること。ただし、次に掲げる場合を除く。</p>	<p>3 本庁の課長、技術評価幹、病院の事務局長、副病院長及び臨床腫瘍研究所長の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。</p>	<p>ハ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合</p>
<p>イ 引き続き三日未満の厚生に関する計画の実施に参加する場合</p>	<p>イ 職務に関する連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合</p>	<p>ニ 管理者が特に必要と認め人事委員会承認を受けた場合</p>
<p>ロ 引き続き三日未満の厚生に関する計画の実施に参加する場合</p>	<p>ロ 地方公務員災害補償法第五十一条又は第六条</p>	<p>3 契約局長の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）に関すること。</p>
<p>ハ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合</p>	<p>ロ 地方公務員災害補償法第五十一条又は第六条</p>	<p>4 契約局長の旅行（県外旅行にあつては、引</p>
<p>ニ 管理者が特に必要と認め人事委員会承認を受けた場合</p>	<p>ロ 地方公務員災害補償法第五十一条又は第六条</p>	<p>4 契約局長の旅行（県外旅行にあつては、引</p>

<p>合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合</p>	<p>十条第一項の規定に基づき、審査請求若しくは再審査請求をし、又は審査請求人として出頭する場合</p>	<p>引き続き三日以上の旅行を除く。）を命令し及び復命を受けること。</p>
<p>4 職務に専念する義務の特例に関する規則第二条第十三号の規定に基づき、管理者が必要と認め人事委員会の承認を得ること。</p>	<p>ハ 労働組合法第七条の規定に違反した旨の申立てをし、及びこれに関し、労働委員会が行う審問のため出頭する場合</p>	<p>6 契約局長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</p>
<p>5 局長、契約局長及び病院の長の引き続き三日以上の県外旅行を命令し、及び復命を受けること。</p>	<p>ニ 国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合</p>	<p>7 契約局長の休日の日を指定すること。</p>
<p>6 局長、契約局長及び病院の長の引き続き三日以上の休暇に関すること。</p>	<p>ホ 県行政と密接な関係</p>	
<p>7 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十</p>	<p>を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務</p>	



<p>号。以下この表において「自己啓発等休業条例」という。）</p> <p>第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基</p>	<p>に従事する</p> <p>4 局長、契約局長、本庁の課長及び技術評価幹の次に掲げる場合（局長、契約局長にあつてはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、</p>
<p>8 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、7の承認を取り消すこと。</p>	<p>には、引き続き三日未満の場合に限り、本庁の課長にあつてはイ及びロのうち引き続き三日未満のもの、二の場合並びにトの場合の</p>
<p>9 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基</p>	<p>る場合（局長、契約局長にあつてはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を除く。）における職務に専念する義務を免除する</p>

き、局長及び契約局長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

10 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、9の承認を取り消すこと。

11 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この表において「育児休業法」という。）第二条第三項（第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長及び契約局長の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。

こと。

イ 研修を受ける場合

ロ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ハ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合

ニ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合

ホ 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合

ヘ 本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場

<p>12 育児休業法 第五条第二項 の規定に基づ き、11の承認を 取り消すこと。</p>	<p>合 ト 管理者が 特に必要と 認め人事委 員会の承認 を受けた場 合</p>
<p>13 育児休業法 第十条第三項 (第十一条第 二項において 準用する場合 を含む。)の規 定に基づき、局 長及び契約局 長の育児短時 間勤務又は育 児短時間勤務 の期間の延長 の承認をする こと。</p>	<p>5 局長(県外旅 行にあつては、 引き続き三日 以上の旅行を 除く。)、本庁 の課長及び技 術評価幹の引 き続き三日以 上の旅行を命 令し及び復命 を受けること。</p>
<p>14 育児休業法 第十二条にお いて準用する 第五条第二項 の規定に基づ き、13の承認を 取り消すこと。</p>	<p>6 局長の休暇 (引き続き三 日以上の休暇 を除く。)、本 庁の課長及び 技術評価幹の 引き続き三日 以上の休暇に 関すること。</p>
<p>15 育児休業法 第十七条の規 定に基づき、局 長及び契約局 長の育児短時 間勤務の承認 が失効した場 合等における</p>	<p>7 局長の休日 及び時間外勤 務を命ずるこ と。 8 局長の週休 日の振替及び 半日勤務時間</p>

<p>育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。</p>	<p>の割振り変更を行うこと。</p>
<p>16 埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号。以下この表及び別表第三において「就業規程」という。）第十八条第一項の規定に基づき、局長及び契約局長の部分休業の承認をすること。</p>	<p>9 局長の休日の代休日を指定すること。</p>
<p>17 就業規程第十八条第三項の規定に基づき、16の承認を取り消すこと。</p>	<p>10 自己啓発等休業条例第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹長及び病院の長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発休業等の期間の延長を承認すること。</p>
<p>18 就業規程第十八条の二の規定に基づき、局長及び契約局長の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。</p>	<p>11 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、10の承認を取り消すこと。</p> <p>12 職員の配偶者同行休業に関する条例第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）</p>

---

の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

13 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、12の承認を取り消すこと。

14 育児休業法第二条又は第三条の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。

15 育児休業法第五条第二項の規定に基づき、14の承認を取り消すこと。

16 育児休業法第十条又は第

---

---

十一條の規定に基づき、本庁の課長、技術評の課長及び病院の長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。

17 育児休業法第十二条において準用する第五条第二項の規定に基づき、16の承認を取り消すこと。

18 育児休業法第十七条の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

19 就業規程第十八条第一項の規定に基づ

---

	<p>十一 職員の給与等に関する事務</p>
	<p>1 埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年病院事業管理規程第六号。以下この項において「給与規程」という。） 第二十五条においてその例</p>
<p>き、本庁の課長及び技術評価幹の部分休業の承認をすること。 20 就業規程第十八条第三項の規定に基づき、19の承認を取り消すこと。 21 就業規程第十八条の二の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。</p>	<p>給与規程第二十三条においてその例によることとされる職員の給与に関する条例第十九条の四第一項及び第二項の規定に基づき、勤勉手当の成績率を定めるこ</p>

によることと  
される職員の  
給与に関する  
条例（昭和二十  
七年埼玉県条  
例第十九号）第  
十九条の第三  
一項（同条例第  
十九条の第四  
五項及び第二  
十一条第七項  
において準用  
する場合を  
含む。）の規定に  
基づき、期末手  
当又は勤勉手  
当の支給を一  
時差し止める  
処分を行うこ  
と。

と。（病院医療職  
給料表（一）の適  
用を受ける職員  
を除く。）

2

給与規程第  
二十五条にお  
いてその例に  
よることとさ  
れる職員の給  
与に関する条  
例第十九条の  
三第三項又は  
第四項（同条例  
第十九条の四  
第五項及び第  
二十一条第七  
項において準  
用する場合を



---

含む。)の規定に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を取り消すこと。

3 埼玉県病院  
事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号。以下この項において「病院事業給与条例」という。）第二十一条第二項の規定に基づき、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うこと。

4 給与規程第二十五条においてその例によることとされる職員の退職手当に関する条例（昭和三十三年埼玉県条例第十八号）

---

---

第十六条第一  
項から第三項  
までの規定に  
基づき、退職手  
当の支払を差  
し止める処分  
を行うこと。

5 給与規程第  
二十五条にお  
いてその例に  
よることとさ  
れる職員の退  
職手当に關す  
る条例第十六  
条第五項から  
第七項までの  
規定に基づき、  
退職手当の支  
払を差し止め  
る処分を取り  
消すこと。

6 病院事業給  
与条例第二十  
一条第三項の  
規定で準用す  
る職員の退職  
手当に關する  
条例第十七条  
第一項又は第  
二項の規定に  
基づき、退職手  
当の全部又は  
一部を支給し  
ないこととす

---

---

る処分を行う  
こと。

7 病院事業給  
与条例第二十  
一条第三項の  
規定で準用す  
る職員の退職  
手当に関する  
条例第十八条  
第一項の規定  
に基づき、退職  
手当の全部又  
は一部の返納  
を命ずる処分  
を行うこと。

8 病院事業給  
与条例第二十  
一条第三項の  
規定で準用す  
る職員の退職  
手当に関する  
条例第十九条  
第一項の規定  
に基づき、退職  
手当の全部又  
は一部の返納  
を命ずる処分  
を行うこと。

9 病院事業給  
与条例第二十  
一条第三項の  
規定で準用す  
る職員の退職  
手当に関する

---

	<p>十二 労働組合 に関する事務</p>
<p>条例第二十条 第一項から第 五項までの規 定に基づき、退 職手当の全部 又は一部に相 当する額の納 付を命ずる処 分を行うこと。 10 病院事業給 与条例第二十 一条第三項の 規定で準用す る職員の退職 手当に関する 条例第二十一 条第二項の規 定に基づき、人 事委員会に諮 問すること。</p>	<p>1 地方公営企 業等の労働関 係に関する法 律（昭和二十七 年法律第二百 八十九号）第六 条の規定に基 づき、労働組合 の役員として 労働組合の業</p>

	<p>十三 人事委員会に関する事務</p>
<p>務に専ら従事することの許可及び取消しを行うこと。</p> <p>2 労働組合との団体交渉に 関し、必要な事項を決定し、及び書面による協定を締結すること。</p>	
<p>1 職員の任用に関する規則（昭和四十六年人事委員会規則第六―十号）により、人事委員会へ申請し、協議し、請求し、又は報告し、及び人事委員会からの通知書を受理すること。</p> <p>2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年人事委員会規則第七―二</p>	

	<p>十四 叙位、叙勲 及び表彰に 関する事務</p>
<p>百二十一号)に より、人事委員 会へ承認申請 すること。</p>	<p>1 埼玉県表彰 規則(平成二十 年埼玉県規則 第六十四号)及 び埼玉県職員 表彰規程(昭和 三十一年埼玉 県訓令第二十 二号)に基づ き、候補者を 知事に推薦す ること。</p> <p>2 位階令(大正 十五年勅令第 三百二十五号) 及び勲章制定 ノ件(明治八年 太政官布告第 五十四号)に規 定する叙位及 び叙勲候補者 を知事に推薦 すること。</p>

<p>十七 職員の福利厚生に関する事務</p>	<p>十六 埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）に関する事務</p>	<p>十五 職員の旅費に関する事務</p>	
<p>十八 地方公営企業法（昭和二</p>	<p>一 法第十七条の三の規定に</p>	<p>職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）第三十六条の規定に基づき、外国旅行に係る旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法について知事に協議すること。</p>	
	<p>職員の衛生管理に関する計画を決定し、実施すること。</p>		

<p>十七年法律第 二百九十二号。 以下この項に おいて「法」と いう。）に關す る事務</p>	<p>基づく補助金 に關すること。 2 法第十八条 の二の規定に 基づく長期貸 付に關するこ と。 3 法第二十二 条の規定に基 づく企業債に 關すること。 4 法第二十九 条の規定に基 づく一時借入 金に關するこ と。</p>	<p>十九 地方公營 企業法（以下こ の項において 「法」という。） 及び地方公營 企業法施行令 （昭和二十七 年政令第四千 三号。以下この 項において「施 行令」という。） に關する事務</p>
<p>1 法第二十七 条の規定に基 づく、指定金融 機関を指定し、 公金の出納事 務の一部を取 り扱わせるこ と。 2 法第二十七 条の二の規定 に基づき、指定 金融機関が取 り扱う公金の 収納又は支払</p>	<p>1 法第三十一 条の規定に基 づく、試算表等 を作成し、知事 に提出するこ と。 2 法第三十三 条の二の規定 に基づき、公金 の徴収又は収 納の事務を私 人に委託する こと。 3 法第四十条</p>	<p>1 法第三十一 条の規定に基 づく、試算表等 を作成し、知事 に提出するこ と。 2 法第三十三 条の二の規定 に基づき、公金 の徴収又は収 納の事務を私 人に委託する こと。 3 法第四十条</p>



二十 埼玉県病	<p>の事務について監査委員に監査の要求をすること。</p> <p>3 法第三十四条の規定で準用する地方自治法第二百四十三条の第二項の規定に基づき、監査委員に対して賠償責任の有無及び賠償額を決定すること</p> <p>を求め、その決定に基づき期限を定めて賠償を命ずること。</p> <p>4 法第三十四条の規定で準用する地方自治法第二百四十三条の第二項の規定に基づき、職員の賠償責任の全部又は一部を免除すること。</p>
埼玉県病院事業	<p>の二の規定に基づき、地方公営企業の業務の状況を説明する書類を知事に提出すること。</p> <p>4 施行令第二十一条の規定に基づき、第二十一条の五第一項第一号から第十号までに掲げる経費等の支出の事務を私人に委託すること。</p> <p>5 施行令第十二条の五の規定に基づき、出納取扱金融機関等について地方公営企業の業務に係る公金の収納等の事務について検査すること。</p>

<p>院事業財務規程（平成十四年病院事業管理規程第四号）に関する事務</p>	<p>財務規程第三百三十二条の規定に基づき、地方自治法施行令第六百六十七條の四第二項各号の一に該当する者を一般競争入札（第四百四十四條において本条を準用する場合を含む。）から排除すること。</p>		
--	--	--	--

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。